

留意事項

「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」変更について

国保連合会に提出済みの標記届の内容に変更が生じた場合は、「変更依頼書」に変更内容を記入し、記名押印（※）の上、国保連合会へ提出してください。（※印鑑は国保連合会への届出印を押してください。）

なお、提出にあたっては、以下の点に御留意ください。

1 変更できる内容

振込口座（口座番号、口座名義人等）の変更
請求者（理事長、法人等）の変更
開設者印の変更

2 注意事項

（1）振込口座等の変更の場合

提出の際は、通帳表紙の裏面のコピーを添付してください。

翌月15日の振込分から変更希望の場合は、25日までに必着するよう提出してください。

（例：3月振込分から変更希望の場合は、2月25日必着）

＜国保連合会への添付書類＞

- ・通帳写し（表紙、表紙の裏面）のコピー
- ・変更後の口座名義人が開設者と異なる場合は、委任状

（2）請求者（理事長、法人等）の変更の場合

必ず指定の届出先（県又は市町村）に対しても変更届出書を提出してください。

＜国保連合会への添付書類＞

- ・法人名称の変更の場合は、登記簿謄本、印鑑証明書
- ・事業譲渡による法人変更の場合は、事業承継に係る契約書の写し、印鑑証明書
- ・変更後の請求者が開設者と異なる場合は、委任状

（3）開設者印について

- ・開設者印は、国保連合会に提出している印鑑証明書の印を押してください。
- ・開設者印を変更する場合は、変更後の印鑑証明書を添付してください。

*上記いずれの場合も、印鑑証明書は写し（コピー）の提出で構いません。

3 提出先

〒862-8639

熊本市東区健軍2丁目4番10号

熊本県国民健康保険団体連合会 介護保険課

*郵送される場合は、配達記録が残る方法（レターパック等）をお勧めします。